

物価高騰対策住宅等リフォーム支援事業補助金

玉村町では、物価高騰対策に対する国の「重点支援地方交付金」を活用して、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するため、町内の施工業者によって住宅等の改築等工事を行う者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付します。

【補助金額】

補助対象工事に係る金額（消費税を含む）の100分の20に相当する金額を補助します。

なお、その金額が10万円を超える場合は10万円の補助とします（千円未満切り捨て）。

※補助対象工事が20万円未満の場合は、補助金の交付対象としません。

申請にあたっては、いくつかの要件があります。下記の内容にてあらかじめご確認ください。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">○ 町内の住民基本台帳に登録されていること。なお、店舗等の場合は、町内に店舗等がある個人・法人とする。○ 補助金の交付の対象となる者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。○ 改築等工事について、本町の他、国、県の補助金及び助成金の交付を受けていないこと。○ 玉村町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。○ 食品衛生法や建築基準法等、法令に違反していないこと。
補助対象となる住宅等及び店舗等	<ul style="list-style-type: none">○ 補助金の交付の対象となる住宅等^{注1}は、補助を受けようとする者が町内に所有するもの。○ 補助金の対象となる店舗等は、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などの来客型店舗とし、補助金の対象者が自己資金で改装を実施するもの。○ 補助対象となる工事は、町内施工業者（町内に事業所を有する個人事業主、又は町内に本社又は事業所を有する法人）による改修等工事であること。また、<u>工事は令和8年1月末日までに完了するものであること。</u>
補助対象となる改修等工事	<ul style="list-style-type: none">○ 別表に掲げるもののうち、補助金交付決定後に着手した工事とする。 <p><u>※すでに着工しているものや、交付決定前に着工したものは対象外となります。</u></p>

注1 住宅等…個人所有の住宅で自己又は2親等以内の親族が居住の用に供する建築物、及び建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所等の部分があり、それらが一体として利用される建築物をいう。

注2 2親等以内…父母・配偶者の父母・子・子の配偶者・祖父母・配偶者の祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・配偶者の兄弟姉妹・孫・孫の配偶者

〈チラシ裏面もご確認ください。〉

別表

区分	工事等
外部工事	屋根の葺替え、防水、塗装その他の屋根工事
	外壁の張替え、塗装その他の外装工事
	雨樋の取替え、改修その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付け、取替えその他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張替えその他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材、天井材の塗替えその他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取替え、襖の表替えその他の建具工事
	畳の入替え、表替えその他の畳工事
建築設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替えその他の浴室工事
	システムキッチンの取替えその他の厨房工事
	洗面台、便器の取替えその他の衛生設備工事
	給水管、排水管（公共下水道への接続を含む）及びガス管の取替えその他の配管工事
	配線、コンセント設置その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設置工事、窓用シャッターの設置工事、錠または補助錠の設置工事、防犯カメラの設置工事、インターフォンの設置工事、その他建物への防犯・防災設備工事
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事及び建築設備工事に関連して行う解体工事
	段差の解消、手すりの設置その他バリアフリー化のための工事(町その他、国、県の制度による補助金等の交付を受けようとするもの又は受けているものは除く。)
	基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事
	二重サッシの設置、断熱材の設置その他断熱化のための工事
	その他特に必要とする工事

※電気製品の取り付け工事や倉庫等の改修工事は補助金の対象としません。

【申請書類】 ※工事に着手する前に下記書類を提出して下さい。

- 緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業補助金交付申請書（計3枚）
 - ・様式第2号（補助金交付申請書）
 - ・別紙1（補助金交付に係る工事概要）
 - ・別紙2（個人情報確認同意書）

※玉村町ホームページからダウンロードするか、電話にてお問合せいただければ、申請書類を郵送いたします。

- 工事請負契約書又は見積書の写し
- 補助対象工事を施工する箇所の着工前の写真
（着工前の写真のみで確認が困難な場合は、工事凶面も追加）
- その他町長が必要と認める書類

【対象施工業者】

今回の補助金では、事前に町へ事業者登録を申請し、認定された施工業で工事を行う必要があります。（認定された施工業者以外での工事については、補助対象外となります）

施工業者の方につきましては、当補助金における工事を希望される際には、事前に玉村町物価高騰対策リフォーム支援事業事業者登録申請書を提出し、認定を受けてください。

【申請方法】

玉村町役場経済産業課商工労働系の窓口（勤労者センター）へ直接お持ちいただくか、郵送による申請をお願いします。

※令和7年8月1日（金）～令和7年12月26日（金）午後5時まで必着

※郵送先

〒370-1192

玉村町大字下新田201

玉村町経済産業課商工労働系宛て

【玉村町物価高騰対策住宅等リフォーム支援事業補助金交付申請書 在中】

申請書を郵送する際、切り取って封筒にお貼りください。

担当課：玉村町役場 経済産業課 商工労働係
（玉村町勤労者センター内）

受付時間：平日 8時30分～17時

電話：0270-65-7144（直通）